



ざいりゅうしかく
B 在留資格

ざいりゅうしかく
▶ B 在留資格 のトップへ

あなたが 日本に 住むためには 在留資格が 必要です。日本の 国が 決めた 28種類のこと(活動)を
するとき、在留資格を もらうことが できます。28種類は、次のページを みてください。

ざいりゅうしかく
1 在留資格を よく みてください。

あなたが 日本に 来たとき、在留資格が 決まります。日本に 来たときに 決まった 在留資格で できる
こと 以外は してはいけません。

パスポートに 在留資格の 種類と 在留期限が 書いてあります。よく みてください。 下は 例です。

① 2005年 3月 11日に 日本へ来ました。

② 「観光」「親戚のところへ 行く」など
短い 間 日本に います。

③ 90日、日本に いることが できます。

④ 成田空港から 日本に 入りました。



ほうむしようにゅうこくかんりきょく しゅつにゅうこくかんり
法務省入国管理局「出入国管理のしおり」パンフレットより



(1) 仕事(しごと)をすることが できる 在留資格(ざいりゅうしかく) (18種類(しゅるい))

ざいりゅうしかく 在留資格	たと 例(れい)え ば こん(こん)な 仕事(しごと)(活動(かっどう))を(を)して(して)いる(い)る(る)人(ひと)です(です)。	ざいりゅうきかん 在留期間	しごと 仕事(しごと)が できる(で)きるとき ○ しごと 仕事(しごと)が できない(で)きないとき ×
がいこう 外交	がいこく たいし こうし そりょうじ だいひょうだん ひと 外国の 大使、公使、総領事、代表団の人。 ひと かぞく その人の 家族	がいこうかつどう しごと 「外交活動」の仕事 あいだ をしている 間。	○
こうよう 公用	がいこく たいしかん りょうじかん しょくいん こくさいきかんとう 外国の 大使館・領事館の 職員、国際機関等 ひと ひと かぞく (WHO、UNESCO など)の人。その人の 家族	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月、 にち にち 30日、15日	○
きょうじゅ 教授	だいがく きょうじゅ せんせい 大学の 教授<先生>	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
げいじゅつ 芸術	が か え か ひと さつきよか おんがく つく 画家<絵を描く人>、作曲家<音楽を作る ひと さっか ほん か ひと 人>、作家<本を書く人>	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
しゅうきょう 宗教	しゅうきょう にほん しょうかい き ひと 宗教を 日本に 紹介するために 来た人	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
ほうどう 報道	がいこく しんぶんしゃ きよく きしゃ 外国の 新聞社や テレビ局の 記者、カメラマ ン	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
こうどせんもんしよく 高度専門職	せんもん しごと ひと にほん くに 専門の 仕事をする人で 日本(日本)の 国(国)から ポイ ントを もらう(もら)う(う)こと(こと)が できる(で)きる(る)人(ひと) ごう ごう 1号と 2号(2号)が あります(あ)ります(る)。	ごう ひと ねん 1号の人: 5年 ごう ひと す 2号の人: ずっと 住 んでもいい	○
けいえい かんり 経営・管理	にほん がいこく かいしゃ けいえい ひと 日本で 外国の 会社の 経営(けいえい)をする(する)人(ひと) しゃちょう かんり ひと (社長)や 管理(かんり)する(する)人(ひと)	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
ほうりつ 法律・ かいけいぎょうむ 会計業務	べんごし こうにんかいけいし 弁護士、公認会計士	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○



ざいりゅうしかく 在留資格	たと しごと かつどう ひと 例えば こんな 仕事(活動)をしている人です。	ざいりゅうきかん 在留期間	しごと 仕事ができるとき ○ しごと 仕事ができないとき ×
いりょう 医療	いしゃ はいしゃ かんごし 医者、歯医者、看護師	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
けんきゅう 研究	せいふ つく けんきゅうじょ かいしゃ けんきゅう 政府が作った研究所や会社で研究す ひと る人	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
きょういく 教育	しょうがっこう ちゅうがっこう こうこう がいこくご おし 小学校・中学校・高校で外国語を教える せんせい 先生	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
ぎじゅつ じんぶん 技術・人文	き かいこうがく ぎじゅつしゃ つうやく 機械工学などの技術者、通訳、デザイナー、	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
ちしき こくさいぎょう 知識・国際業	がいこくご おし がっこう せんせい 外国語を教える学校の先生	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
む 務			
きぎょうないてんきん 企業内転勤	がいこく かいしゃ にほん おな かいしゃ 外国の会社から日本にある同じ会社へ き ひと 来た人	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
かいご 介護	かいごふくしし 介護福祉士	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
こうぎょう 興行	はいゆう かしゅ せんしゅ 俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手	ねん ねん 3年、1年、 げつ げつ 6か月、3か月、 にち 15日	○
ぎのう 技能	がいこくりょうり 外国料理のレストランの コック、スポーツを おし ひと つく ひと 教える人、パイロット、アクセサリーを 作る人など	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○



ざいりゅうしかく 在留資格	たと 例えば こんな 仕事(活動)をしている人です。	ざいりゅうきかん 在留期間	しごと 仕事ができるとき ○ しごと 仕事ができないとき ×
ぎのうじっしゅう 技能実習	にほん しごと ぎじゆつ べんきょう 日本で 仕事をしながら 技術を 勉強します。 べんきょう ぎじゆつ じぶん くに も かえ 勉強してから 技術を 自分の 国に 持って帰 ります。この仕事は、日本の国と その人の国が しょうかい 紹介します。 ごう ごう ごう 1号、2号、3号が あります。	ごう ひと ねん 1号の人：1年より みじか きかん ほうむ 短い 期間で 法務 だいじん き 大臣が 決めます。 ごう ごう ひと 2号と 3号の人：2 ねん みじか きかん 年より 短い 期間 ほうむだいじん き で 法務大臣が 決 めます。	○

(2) しごとをしてはいけない ざいりゅうしかく しゅるい
仕事をしてはいけない 在留資格(5種類)

ざいりゅうしかく 在留資格	たと 例えば こんな 仕事(活動)をしてい る人です。	ざいりゅうきかん 在留期間	しごと 仕事ができるとき ○ しごと 仕事ができないとき ×
ぶんかかつどう 文化活動	にほんぶんか けんきゅう ひと かね 日本文化の 研究をする人(お金を もらうことは できません)	ねん ねん 3年、1年、 げつ げつ 6か月、3か月	×
たんきたいざい 短期滞在	かんこう ひと 観光や スポーツをする人、 かぞく しん あ く ひと 家族や 親せきに 会うために 来る人、 かいぎ さんか く ひと 会議に 参加するために 来る人	にち にち にち 90日、30日、15日	×
りゅうがく 留学	だいがく たんきだいがく せんもんがっこう こうこう 大学・短期大学・専門学校・高校・ ちゅうがっこう しょうがっこう がくせい 中学校・小学校などの 学生	ねん げつ 4年3か月、 ねん ねん げつ ねん ねん 4年、3年3か月、3年、2年3か げつ ねん ねん げつ ねん 月、2年、1年3か月、1年、 げつ げつ 6か月、3か月	×
けんしゅう 研修	にほん かいしゃ ぎじゆつ べんきょう 日本の 会社などで、技術を 勉強 するために 来る人 く ひと	ねん 1年、 げつ げつ 6か月、3か月	×



ざいりゅうしかく
B 在留資格

ざいりゅうしかく
▶ B 在留資格 のトップへ

ざいりゅうしかく 在留資格	たと しごと かつどう 例えば こんな 仕事(活動)を している ひと 人です。	ざいりゅうきかん 在留期間	しごと 仕事ができるとき ○ しごと 仕事ができないとき ×
かぞくたいざい 家族滞在	<p>にほん す がいこくじん おと つま こ 日本に 住む 外国人の 夫、妻、子 ども</p> <p>※この「日本に 住む 外国人」は 次 ざいりゅうしかく も ひと の 在留資格を 持っている人だけで す。</p> <p>きょうじゆ げいじゆつ しゆきやう ほうどう 教授、芸術、宗教、報道、 こうどせんもんしよく けいえい かんり 高度専門職、経営・管理、 ほうりつ かいけいぎやうむ いりやう 法律・会計業務、医療、 けんきゆう きやういく ぎじゆつ じんぶん 研究、教育、技術・人文 ちしき こくさいぎやうむ きぎやうないてんきん 知識・国際業務、企業内転勤、 かいご こうぎやう ぎのう ぶんかかつどう 介護、興行、技能、文化活動、 りゅうがく 留学</p>	<p>ねん ねん げつ ねん 5年、4年3か月、4年、 ねん げつ ねん ねん げつ 3年3か月、3年、2年3か月、2 ねん ねん げつ ねん 年、1年3か月、1年、 げつ げつ 6か月、3か月</p>	×

(3) 仕事ができるかどうか、あとで 決まる 在留資格(1種類)

ざいりゅうしかく 在留資格	たと しごと かつどう 例えば こんな 仕事(活動)を している人です。	ざいりゅうきかん 在留期間	しごと 仕事ができるとき ○ しごと 仕事ができないとき ×
とくていかつどう 特定活動	<p>がいこうかん いえ かじ ひと 外交官などの 家で 家事をする人。ワーキングホリ デーの人。</p> <p>がいこく かんごし ふくし しごと にほん 外国で 看護師や 福祉の 仕事していて 日本へ べんきやう き ひと べんきやう にほん かんごし 勉強に 来た人。(この勉強は 日本で 看護師や かいごふくしし しかく 介護福祉士の 資格を もらうためです)</p>	<p>ねん ねん 5年、4年、 ねん ねん ねん 3年、2年、1年、 げつ げつ 6か月、3か月</p>	○





(4)結婚で 日本に 来た人などの 在留資格(4種類)

ざいりゅうしかく 在留資格	たとひ 例えば こんな 人です。	ざいりゅうきかん 在留期間	しごと どの仕事でも できる ◎
えいじゅうしゃ 永住者	にほん えいじゅう い ひと 日本に 永住してもいいと 言われた 人	す ずっと 住んでもいい	◎
にほんじん 日本人の はいぐうしゃとう 配偶者等	にほんじん けっこん ひと こ 日本人と 結婚している人、その人の 子ども	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 6か月	◎
えいじゅうしゃ 永住者の はいぐうしゃとう 配偶者等	えいじゅうしゃ とくべつえいじゅうしゃ けっこん ひと 永住者や 特別永住者と 結婚している人、 えいじゅうしゃ とくべつえいじゅうしゃ こ にほん う 永住者や 特別永住者の 子ども(日本で生ま れて ずっと日本で 生活している 子どもだけ にほん せいかつ こ す。)	ねん ねん ねん 5年、3年、1年 げつ 6か月	◎
ていじゅうしゃ 定住者	だいさんこくていじゅうなんみんにつけい せい ちゅうごくざいりゅう 第三国定住難民、日系3世、中国在留 ほうじん 邦人	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 6か月	◎

ほうむしょう にゅうこくかんりきょく ざいりゅうしかくいちらんひょう
法務省 入国管理局「在留資格一覧表」より